

第 70 回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 28 年 7 月 26 日（火）10:50～12:00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、北村部会長代理、河井委員、川崎委員、西郷委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、阿向総務省統計委員会担当室次長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官

4 議 事

（1）平成 27 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）

（2）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、時間となりましたので、ただ今から第70回基本計画部会を開催いたします。本日は、河井委員、西郷委員、それから宮川委員が御欠席です。

議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と合わせて確認させていただきます。本日は、基本計画に関連する統計法施行状況に関して、具体的に関係府省からヒアリングをし、審議する第 1 回目です。前回 6 月 30 日の第 69 回基本計画

部会で決定した「平成27年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」に基づき、「経済センサスー活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備」と「売上高等の集計に関する消費税の取扱い」について審議いただきます。

資料は、審議事項ごとに分けて用意しています。資料1は、「経済センサスー活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備」、資料2は「売上高等の集計に関する消費税の取扱い」に対応しております。

以上、過不足等はありませんでしょうか。私からの説明は以上です。

○西村部会長 それでは、議事に移ります。先ほど事務局から説明がありましたように、本日は基本計画に関する統計法施行状況に関する具体的な審議の第1回目です。最初の審議事項は、経済センサスー活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備についてです。総務省統計局から説明をお願いします。

○永島総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 総務省統計局です。それでは、今、お話があった事業所母集団情報の整備に関する見直しについて、お手元の資料1に沿って申し上げたいと思います。

まず1枚おめくりいただきまして、事業所母集団データベースの概要という資料です。これまでの背景、あるいは基本計画で指摘いただいた事項をまとめたものですが、簡単なものかということをお知らせすると、左側にあります事業所母集団データベースというのですが、新たな統計法の第27条第1項に基づき、総務大臣が整備するものです。色々経緯がありまして、平成26年の1月から各府省・地方公共団体に対して母集団情報の提供を開始しているところです。

データベースの収録内容は、各種統計調査の結果、それから行政記録情報に基づいて収録していくものですが、下の絵にありますとおり、統計調査としては、今、御紹介のあった経済センサス、これは基礎調査と活動調査とありますが、こちらの結果などを中心に入力しておりますし、それから、行政記録として労働保険情報、それから商業・法人登記の情報などを適宜活用してメンテナンスを行っているところです。この結果は、各府省、あるいは地方公共団体に提供されまして、統計調査を実施する際の母集団の情報として、あるいは直接このデータベースからデータを使って統計を作成するといったような利用がされているところです。

それでは、更に1枚めくっていただきまして、今回新たに見直しの内容、方針について御説明を申し上げます。2ページ目のところで、事業所母集団情報の整備に係る見直し方針、3ページありますので、1/3という資料があります。上段のところ、この母集団情報の整備については、今申し上げたとおり経済センサス、特に基礎調査と言われる調査を中心に整備しております。5年に一度行う大規模な統計調査として実施してございまして、全国約7万人の調査員を臨時に動員いたしまして、日本国内の全ての事業所の情報を収集するというものです。直近は平成26年、2年前に実施したものです。

このような調査員が行う調査員調査といわゆる本社一括調査として、支社事業所、本社以外に支所みたいなものを持つような会社の事業所に対しては、本社に対して傘下の支社の情報を含めたものを郵送調査で一括して調査すると、この二本立ての調査の併用で行っ

ているものです。その後、この2種類の調査の結果を審査いたしまして、大体調査実施から1年半後に各府省・地方公共団体に母集団情報を提供するというを行っております。

これが日本の状況ですが、一方、諸外国、イギリス、アメリカ、カナダなどですが、こちらに目を転じますと、プロファイリング活動という方法でデータを整備するということが主流になっております。政府の専門職員がITなどのシステム、あるいは電話、電子メールなど、双方向的な手段を通じまして、企業から直接情報を収集するといった形の活動です。このようなことも参考に、今後の見直しをしようという基本計画での御指摘がありましたので、学識経験者を交えた研究会を累次実施いたしまして、以下の見直しの方針を、今般決定したところですが。

見直しの内容ですが、今申し上げたとおり、これまでは5年に一度の大規模な調査という形で情報を整理してまいりましたけれども、これを毎月実施する形に改めたいと。2本立てで考えていまして、諸外国のプロファイリング活動を参考にした、いわゆる日本流のプロファイリング活動については、主要な企業に対しまして、企業グループという単位を念頭に置きまして、組織構造の変化とか、中核的な情報について把握していくという活動を行っていく。また、調査員を使った、いわゆる各地域別の情報を収集する方ですが、こちらについては、今まで7万人の調査員でやってまいりましたが、それをより少数精鋭の調査員が毎月動くという形の調査に改めまして、複数年度にわたって毎月調査区を変えながら、順次状況を見ていくという形の調査に改めていきたいというものです。この際、併せまして最新の電子地図とかIT技術を活用したタブレット端末を用いまして、よりICT化した調査を行っていくということを考えています。

こうしたことによりまして、右側に効果としてまとめておりますが、主要な企業についてはプロファイリング活動を行うことによりまして、組織構造を含めた中核的な情報を適宜・的確に把握して、毎年情報が分かっていくということで、そういったものを反映した母集団情報を、今後毎年1年以内に各府省・地方公共団体に提供できると考えております。あるいは、調査員を活用した活動については、より少数精鋭の調査員にすることによりまして、調査員を安定的に確保するということに加えまして、業務習熟度も向上していくということを期待しております。

文章だけで御説明申し上げましたが、1枚めくっていただきまして、若干繰り返しますが、少し絵入りでかみ砕いて示したものが、その次の2/3というページです。大分重複もありますので簡単に申し上げますが、左側が、いわゆる今、プロファイリングと申し上げた部分です。企業構造・活動状況に関する調査（国の直轄調査）と記載している部分ですが、ここにつきましては、主要な企業に対して行うのですが、企業グループの単位で調査を行うと。下のイラストの部分の左側にありますとおり、親会社、子会社、孫会社というような親子関係の企業の状況がありますが、このような繋がりを持った1つの企業グループに対して、トップに位置する企業に調査を行うということで、企業グループ全体の情報を得ようというものです。プロファイリングを行う単位として、新たに企業グループという単位で持ち込むというところが、今回新しい部分です。

それから、右側にまいりまして、調査員が確認をしていくという部分ですが、場所を変

えてと申し上げたのが、やや口頭だけだと分かりにくいと思ひましてイラストにしていますが、地図をそこに記載してしまひて、仮想的な地図ですが、A B C Dとアルファベットをふっています。この一つ一つがいわば調査区を表すものとお考へいただければと思ひますが、この一つ一つの調査区を順次、今月は例えばAの調査区とBの調査区を1人の調査員が確認する。次の月にはCとDを確認するといったようなことで、少しずつ時期をずらしながら調査を行っていつて、複数年度で日本全国を一周するというような、ローリング調査と申しておりますが、そういった形で調査を行っていく。

より詳しく申し上げますと、何を確認するかと申しますと、5年に一度の経済センサスの活動調査というものは今後も実施いたしますので、その時に作られた企業名簿があります。それを調査員に渡しておくわけですが、そこに載っている事業所は存続していたわけですから、存続が今も続いているかどうか。あるいは、既に廃業されて無いかということ調査員が外観から確認をする。一方で、そこに載っていない事業所というのも出てまいりますので、そういった新設の事業所については、調査票を配布いたしまひて、その状況を統計調査として調査をするという形で、日本全国の事業所の改廃の状況を順次調査していくということを考へております。調査員端末を用いて、I C Tを使って調査をする形に改めたいと思っておりますので、結果が瞬時に国の方に送付されるということで、迅速な情報提供が可能になるものと考えております。

このような新しい取り組みを通じまして、矢印の下側にまとめておりますのが、アウトプットがどうなるのかという点ですが、左側に事業所母集団情報ということで、これまでも提供してございました事業所母集団の情報について、今後も最新の情報に基づいて提供を行っていくということです。併せまして、このような取り組みによって作られる統計としてはどのようなものがあるかということその右に記載してありますが、ローリング調査を通じて各地域の状況が把握できることから、どのような小さな単位でも情報が入ってくるものですから、小さな地域単位ごとに毎年度事業所の数の変化といったことを把握することができますので、そういったことに基づいた統計を作成していく。特に地域的な組み合わせが割合自由にできるということがありますので、例えば観光地を例示に挙げておりますが、このような地域の変化を知りたいという個々のニーズがあると思ひますので、そういったニーズに応じて機動的に特別集計を行うことで、より小回りの効いた情報を提供できるのではないかと考へております。

先ほど申し忘れてしまひましたが、この取り組みについては、平成31年度から開始したいと思っております。前身の調査であります基礎調査が平成26年度、5年周期でやっておりましたので、従来ですと平成31年度に次の回が来るということですので、そのタイミングでこの新しい形に切り換えていきたいと考えております。簡単ですが、私からの説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。ただ今の総務省統計局の説明につきまして、御質問があればお願いいたします。どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 これまでの非常に大きな規模のセンサスを、いわば平準化してやっていくという方法は、私は実行可能性として非常に良い方向だと思うので、これ自体は期待してお

ります。ただ、幾つか細かな点で質問がありますので、一つ一つお尋ねしてよろしいでしょうか。

○西村部会長 はい、どうぞ。

○川崎委員 短い質問です。1つは、この調査の仕方ですが、これまで事業所母集団情報を整備するための調査というのは、特別に統計調査という位置付けがなかったと思うのです。基幹統計調査としての回答義務がない状態でやられていたと思うのですが、今回のこの調査については、回答義務を課すような形の調査になるのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 一問一問でよろしいですか。今御指摘があったのは、行政記録を踏まえてメンテナンスをしていくときについては、統計調査の形ではなかったのではないかという御指摘かと思えます。それについて申し上げますと、今の説明紙の3ページ目でしょうか、2/3と記載してあるペーパー。まず、右側のローリング調査と記載してあるほうですけれども、調査員が存続しているか廃業しているかということについて外観から確認するという部分、これは調査員が確認するという行為ですので、これは統計調査には当たらないと思いますが、名簿に載っていない新しく発見された事業所に対して、調査票を配布して調査をするのは統計法上の統計調査として実施する予定です。ということですので、ここまで経済センサスー基礎調査として実施してきた基幹統計調査の継続版ということになりますので、申告義務を課して行うものと考えております。

それから、左側のプロファイリングと申し上げて説明してきた部分ですが、先ほど説明を端折っている部分がありましたが、これも活動としては双方向的な手段で確認をしていくということは申し上げたのですが、その活動の前に、実は郵送で調査票を送って、そこに記入いただくという前提で、その書き方であるとか記入内容の確認ということを双方向的に行うということを実は考えておまして、郵送調査という形の統計調査として実施するという意味で、これに対してはやはり申告義務が課されるものと考えております。

○川崎委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、これまでの中間年のメンテナンス部分は少し基盤が弱かったので、これで強くなるということが確認できて安心しました。

それから2番目ですが、今と同じ2/3というページの右のところ、新設事業所に調査票を配布して調査というのがありますが、ここについては、おそらく調査区の中を目視で新設を見付けるというようなことが中心になるだろうと思います。しかし、目視だけだとなかなか見つからないので、何らかの補助的な方法が使われるのかと思うのですが、これはどういう情報をもとに新設を把握されるのでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 お答えいたします。詳細はまだ検討中の部分はありますが、1つには登記情報、これまでも活用しておりますが、これがありますので、新設の登記でここに事業所ができてはいるはずだということは分かり、ただ、今までの名簿に基づく詳しい情報はないというのがありますので、そういったものを活用しながら行っていきたいと思えます。ただ、いずれにしても本社の情報しかありませんので、支所レベルではないので、やっぱりそれだけでは足りない部分は調査員に、いわば発見といいますか、発掘していただく必要があるのかなと考えています。

○川崎委員 もう1点よろしいですか。事業所母集団情報を年次フレームとして提供することにより、既に提供されているものの精度の向上が図られると伺い、これも大変大事なことだと思います。特に、例えば毎月勤労統計のような月次で行っているような事業所系の統計調査には、これはすごく精度の改善にも役立つと思うので期待するのですが、この情報提供のタイムラグはどの程度でしょうか。調査が12か月、五月雨式に行われます。どこかで切って、それを反映させてフレームとしてほかの調査の母集団情報として提供されるのでしょうか。一体どれぐらいの遅れが発生すると見込まれるのだろうかということを、教えていただきたいと思います。

○永島総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 やはりまだ細部の設計ができていないので、すみません、私のイメージを含めて申し上げますが、この中間年と今呼ばれているものは、活動調査が5年に1回行われるというので、間に4年あるという前提になっていると思いますが、今の考えだと、大体2年ぐらいで日本を一周したいと思っております。そういう意味では、切る時期が決まってくるので、平均でいくと1年遅れですが、運が悪いと2年前の情報になるということですが、ただ、提供前の中にまた更に1年近くありますから、そこは状況でずれてくると思います。これも詳細は今後の検討なのですが、事業所の改廃状況を踏まえて、改廃の激しいところはより周期を詰めていって、あまり改廃がないところは少し間が空いてもよいだろうというようなことを区別して行っていきたいと思いますので、今言ったタイムラグの問題の弊害といったものは、そういった取り組みによって更に縮小していくものと考えております。

○川崎委員 ありがとうございます。

○西村部会長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○野呂委員 2／3ページの左の企業構造・活動状況に関する調査のところですが、これは毎月、子会社を含めた企業グループ全体について、従業員数や売上高などの活動状況を調べるということで、御趣旨は理解したつもりなのですが、物理的に毎月毎月親会社だけでなく子会社や孫会社も含めた企業グループ全体の数字を企業の方は把握できるのかどうか。また、本当に毎月そのような数字が要るのかどうかというあたりはいかがでしょうか。

○永島総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 申し訳ありません、少し私の説明が誤解を招いたと思いますが、各企業グループに対しては年に1回というイメージです。それから、大きな企業については、公開されている情報も多々ありますので、そういったオープンになっている情報は織り込んで調査を行っていき、できるだけ御負担のかからない形でやりたい。それから、各企業、決算時期、それぞれ分かれておられると思いますので、そういった決算時期にも配慮して、公的にまとめておられる情報を回答しやすいタイミングで、できるだけ実施をしていきたいと思っております、これも詳細は今後の検討ですが、できるだけ企業の方の負担がかからない形にしていきたいと考えております。

○西村部会長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 今の点にも係るのですが、確かにプロファイリングというのはかなり専門性の高い作業だと思うのですが、「専任の担当職員を当て」と記載してあるの

ですが、これ、企業グループの数とか色々なことを考えて、どれぐらいの人数、体制かということと、それから、人材育成というのも確かに大変だと思うのですけれども、どこでどういう、オン・ザ・ジョブ・トレーニングみたいな形でやられるのか、それとももう少し体系的に教育をするようなことを考えていらっしゃるのか。今、まだ計画の中だと思われるのですけれども、ざっくりとでもよいので教えてください。

○永島総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 人数等については今後の要求などもありますので、まだ少しはっきりしたことは申し上げられませんが、対象となる企業グループの方のイメージで申し上げますと、例えばいわゆるEDINETと言われる情報がありますが、そこに収録されている企業は4,000社までいかないです、三千六、七百ありますけれども、これにプラスアルファするぐらいのイメージを考えておりました、大体4,000グループぐらいを対象にしたいと思っております。そうしますと、1年間営業日数で200日ぐらいありますので、数人、あるいは10人、多くて20人といった規模であれば対処可能かと考えております。

諸外国を見ても、何百人もいるという形ではありませんので、できるだけ近い規模でいきたいと思いますが、それから査定当局がありますので、どこまで人数を確保できるかという問題もありますし、今おっしゃられた人材育成というところも一朝一夕にはできないところもあります、中核的な情報に絞って行うということであれば、特別な会計の知識などは要らないのかと思います。むしろ大切なのは、公的な機関が行って、相手企業に必要な情報を聞いていくという、信頼関係のもとで聞いていくという、信頼関係の醸成といえますか、そういったところが重要ではないかと考えておりました、それを少し何年かかけて作っていききたいと考えております。

○西村部会長 いかがでしょうか。

私はかなり強い意見を持っています、こういう形で、川崎委員の御質問と関係しますが、目視できちんと取れるかどうかというのは、私は非常に心配をしています。特にインターネットの企業とかそういうものが増えてくると、なかなか目視でとれなくなる可能性がある、これについては、今後色々な形で検討されるということですので、検討していただきたいと思います。

その時には、例えば事業所の概念そのものも、だんだんインターネットで事業所になってくると、ほとんど誰もいないのだけど、実はそこで価値が創造されているというようなケースも出てきますので、そうすると普通の意味での事業所、いわゆるエスタブリッシュメントの定義とは少しずつれてくるような、しかし重要な付加価値の創造ユニットであるということになりますので、これも統計が現実が遅れているということの1つになるのですけれども、事業所の概念を含めて、やっぱり検討する必要があると、私はそう思います。それも含めて検討していただきたいと思います。

それから、最後の質問ですけれども、この検討の結果みたいなのはどういう形で、中間報告とかそういう形で、統計委員会にどういう形で上がってくると想定してよいですか。

○澤村総務省政策統括官室（統計基準担当）付統計審査官 その点につきましては、先ほどの統計局の説明にありましたように、現在の経済センサス基礎調査の変更を伴います

ので、この経済センサスー基礎調査の変更の諮問審議という形で本委員会には諮問が行われる。その中で、先ほど御指摘のあったような、それで十分把握できるのかといったような点については御確認が可能かと思えます。

○西村部会長 他に御質問ありますでしょうか。御質問がない場合には、色々要望、問題点が出ましたので、それを含めて今後検討する含みを残して、現時点では、この形で取りまとめたいと思えます。内容としては先ほどありましたように、母集団の整備のための統計調査である経済センサスー基礎調査というのを、今後企業の組織構造や事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく方向へ変更していく。具体的には中間年の4年、これは2年間でローテーションするということでしたか。4年間ですか。

○永島総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 先ほど申し上げたのは、差をつけていくと間があくところは4年に1回になるということです。ですから、4年ということで考えていただきたい。

○西村部会長 大体4年ということですね。4年間で全調査区を順に調査するローリング調査というのに変更していくというのは、企業の組織構造の適時の把握に資するものであると本当に思えます。

それから、ICT技術を導入して調査するという点については、統計調査員の安定的な確保にも有益であると判断できると思えます。それから、今後は、来年度に予定している試験調査を通して、より精度の高い調査方法を確立すること、また、より効率的な情報システムの構築に努めることが必要でありますので、この点につき、先ほどから多くの委員がかなりの懸念を、私も含めてですが、かなり懸念を表明していますので、それについての十分な対応をお願いしたいと思えます。

それから、話は出なかったのですが、実は法人番号が出ておりますので、この法人番号をうまく使った精度向上についての検討をお願いしたいと思えます。それも簡単に言えば、事業所の改廃、それから新設というようなものの適切な把握ということに資すると思えますので、そういうことをお願いします。ただし事業所ですので、法人ではありません、本社ではありませんので、その点についてはどうするかということについても、十分な検討をお願いしたいと思えます。こういうような取りまとめというか、中間取りまとめのような形になりますが、そういう形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめについてはこのとおりの形にして、そして十分委員会に対しての報告、審議というのをきちんとこれからやるということ、我々の決意表明としておきたいと思っています。

次に、売上高の集計に関する消費税の取扱いについて、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官室(統計基準担当)付統計審査官 それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明させていただきます。この資料2の表紙の下に記述しておりますように、この課題につきましては、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議という関係府省横断的な検討の場におきまして取り組みを決めておりますので、その事務局を務めて

おります、私ども政策統括官室から説明させていただきます。なお、この検討会議におきましては、先ほど委員長から御指摘のありました、法人番号の利活用といったような面についても検討を進めております。事業所母集団データベースにおける収録、また各種統計調査において、その活用であるとか把握を進めるといったようなことも、併せて検討させていただいているところです。

では、本題に入りまして、表紙をおめくりいただきまして1ページを御覧ください。まず、この取り組みの背景事情から説明させていただきたいと思っております。ここにありますように、この取り組み以前は、売上高、収入金額を実額で把握している統計調査は大きく3つに分かれております。1つ目は、報告者に消費税込みの統一的な記入を求める統計調査で、これを「税込記入」と称しております。例えば、従来の工業統計調査、特定サービス産業実態調査等がこの区分に該当いたします。

2つ目といたしましては、原則、消費税込みの記入ということで、報告者の負担にも配慮いたしまして、原則的には消費税込みで記入していただきますが、税抜記入も許容するという統計調査です。これを「原則、税込記入」と称しております。例えば、経済センサスの活動調査であるとか商業統計調査等がこの区分に該当いたします。

最後の3つ目といたしましては、決算情報等の転記を求める統計調査があります。これを「決算情報」と称しております。例えば、法人企業統計調査であるとか、学校基本調査等がこの区分に該当いたします。

このように大きく大別される中、その中の点線枠囲みにありますように、「原則、税込記入」であるとか「決算情報」型の統計調査におきましては、報告者から報告のあった税込・税抜の数値を混在した形でそのまま集計しまして、それを基本表として公表する措置が従来講じられてまいりました。ただし、経済センサスー活動調査、法人企業統計調査では、税込みの補正、または逆に税抜補正した推計値をそれぞれ参考値として公表し、利用者の利便の向上を図っているところです。ちなみにこの参考値によりますと、平成24年の活動調査では、全体の約9%に当たる31万社、平成26年の基礎調査では約12%、43万社の方が税抜きでの記入を選択されております。また、この2調査では税抜きで回答した売上高に単純に税率を乗じた補正推計の結果を参考提供しておりますが、その結果によりますと、約2.1から2.2%ほど売上高が上昇しているところです。なお、大手企業の多くは税抜決算を採用している状況もありますので、税込統一基準を求める調査におきましては、報告者の記入負担が増加することにもなります。

このような状況を踏まえまして、第Ⅱ期基本計画の策定に向けました本委員会の審議におきましては、一番下の枠囲みに記述しておりますように、税込・税抜が混在した集計結果の提供が経済規模の把握精度等に支障を及ぼす可能性を指摘いただいているところです。

1ページおめくりいただき、2ページを御覧ください。以上御説明しましたような背景事情から、第Ⅱ期基本計画におきましては、この上段にありますように、各省でその対応について検討の場を設け、結論を得るという課題が盛り込まれたところです。この課題を受けまして、冒頭説明いたしましたように、一昨年4月に検討会議を設置し、更にもその下にワーキンググループを設置いたしまして、ほぼ1年間にわたり検討を進めてまいりまし

た。その検討に当たりましては、平成23年産業連関表の推計方法をもとにいたしまして、補正の推計等のあり方、また方法論についても具体的に有識者の知見等も活用しながら検討を進めたところです。

そういった中で昨年5月になりますが、税抜きデータを税込補正し、税込みに統一的に集計した結果を提供するとのガイドラインを策定いたしまして、その旨を今回の施行状況報告で御報告したところです。なお、本ガイドラインに関しましては、昨年5月の経済センサスー活動調査に関する諮問審議の部会報告に関連しまして、本委員会におきましても一度御説明申し上げたところです。一番下にありますが、そういう中で今般、委員の中から、ガイドラインの概要に加え、その適用状況についても説明していただきたいという御意見があり、本日の説明となったものです。

では、1ページおめくりいただき、3ページを御覧ください。ガイドラインの概要について御説明させていただきます。このガイドラインでは、当面その適用対象範囲は、原則、税込みの記入とするものの、一部税抜記入も許容している主要構造統計調査であり、かつ事業所母集団データベースに収録する統計調査ということで、具体的には経済センサス、それから商業統計調査等、4つの統計調査について、このガイドラインに従った対応を求めているところです。また、これ以外の統計調査でも、例えばこれは一般統計ですが、国民経済計算の推計にも活用されている中小企業実態基本調査や、各種の動態統計調査におきましても、本ガイドラインに準じた対応の可能性を検討できないか、個々に対応を考えていただくことになっております。

この適用時期につきましては、2番目にありますように、先ほど申し上げましたが、平成28年度の経済センサスー活動調査から適用を開始することにしておりまして、同調査以降、他の統計調査についても順次適用を開始しているところです。

次の補正方法につきましては、次ページの別紙も御参照していただきながら、簡単に御説明したいと思えます。別紙の方を御覧いただくと、真中あたりになりますが、税込・税抜で混在して提供されているデータのうち、税込みで報告されているデータについては従来どおりそのまま使用できるのですが、一方で、税抜きを選択されている場合、そのデータから、先ほど申しましたように23年産業連関表の組替集計の手法を活用させていただいて、中段にありますように、消費税の課税制度の仕組みに沿いまして、可能な限り、海外取引の割合であるとか、課税・非課税品目等に応じた税額を算出して加算することにしております。また、下段にありますように、費用総額、売上原価等につきましても、費用項目の内訳をもとに課税対象額を算出した上で消費税率を乗じるなどの加算を行うこととしております。

お戻りいただきまして、3ページの一番下にありますように、この統一的な手法により、この取り組みや手法以外に、より精度が高まるような補正手順を独自に導入することも可能としています。

では、おめくりいただきまして、5ページのガイドラインの概要②の方に入らせていただきます。今後、制度の変更等も予定されておりますので、補正に用いる品目、業種等につきましましては、その区分等の最新の情報を把握した上で補正を実施することが必要になり

ます。この情報更新につきましては、府省横断的な電子掲示板等を活用して情報共有する仕組みを構築しているところです。

また、補正を実施した場合には、これまでのように税抜き・税込みの混在集計を基本表とするのではなく、税込額に統一した集計結果を基本表として提供することを基本に考えております。ただし、詳細な補正を実施することが困難な統計調査につきましては、どの部分が税込みなのか、税抜きなのかといった情報を参考に提供していただき、利用者の利便向上を図ることとしております。

ページ下にありますように、本ガイドラインには見直しという項目がついております。作成したばかりですが、将来的な消費税の税率変更等も予定されておりますので、その制度の変更によりまして、このガイドラインについても、今後不備な点等の充実も含めて見直しを適時適切に実施していくこととしております。

最後に6ページ、適用状況というところです。上に掲げておりますように、先ほど御説明しましたが、本ガイドラインは原則税込みとしながら、税抜きも許容している混在集計となっている、経済センサス等の4調査を中心に取り組みを進めることとしております。

この4調査の適用状況につきましては、中ほどに記載しておりますように、まず経済センサスー活動調査は、昨年本委員会の答申を経まして、本年6月から調査を実施しております。ガイドラインに沿った補正集計の結果が提供される計画になっております。また、従来は税込統一記入だった商業統計調査につきましては、平成26年調査から「原則、税込記入」に移行しておりますが、次回平成30年に予定されている調査におきましては、更に本ガイドラインに沿った検討を進め、集計の提供等の対応を進めることとしております。なお、この商業統計調査については、本年度中にはそういった点も含めて諮問の予定となっております。経済センサスー基礎調査につきましては、先ほど統計局から説明がありましたが、大幅な見直しが検討されておりますので、その中で本ガイドラインに該当する部分の対応可能性も検討されることとなっております。最後に、経済産業省の企業活動基本調査につきましては、商業統計調査と同様に、次回平成30年調査に向けて本ガイドラインに沿った検討を進める方向で、その可能性を検討されているところです。

次に下段、4調査以外の調査ですが、既に「税込統一記入」であった工業統計調査につきましては、「原則、税込記入」という形に移行しまして、本ガイドラインに沿った対応をすることで、平成29年調査からその対応に取り組むと、これも昨年度の本委員会の答申を経て、その実現に向けた作業を進めているところです。

更に中小企業実態基本調査、特定サービス産業実態調査等につきましても、報告者の負担軽減にも配慮しまして、従来の「税込統一記入」方式から「原則、税込記入」への移行や、ガイドラインに沿った補正推計を行うというような可能性について、順次精力的に検討を進められていると聞いております。

なお、一番下に記載しておりますように、本ガイドラインの適用拡大に向けましては、ガイドラインに沿った対応のみの変更内容である場合、統計委員会が軽微な事項としてお認めいただくなど、取り組みの支援を図っていただきたいとお願いをいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○西村部会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、この説明及びその前の母集団情報の把握と、加えて関根委員から御意見がありますが、その前に、ただ今の説明のみに関して何か御質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですから、それでは、関根委員からお願いいたします。

○関根委員 ありがとうございます。事業所母集団情報の整備及び消費税の取扱いにしましては、丁寧な御説明をいただきまして大変ありがとうございます。両者とも統計調査における技術的な困難を抱えながらも、改善の取り組みを推進しておられることはよく分かりました。

こうした取り組みがいかに重要であることを示唆するものとしまして、先週の水曜日に公表しました、日本銀行職員の個人名論文がありますので、私からはその内容についてかいつまんで御説明させていただきたいと思います。お手元に「母集団情報の把握と消費税調整の重要性」という資料が配られているかと思いますが、少し説明の順番が前後して大変恐縮ですが、1ページめくっていただきまして、右下にスライド番号があります。スライド番号3と記載してあるところから御覧ください。

今、御紹介しようとしている論文名につきましては、※にありますように、税務データを用いた分配側GDPの試算というものです。日本では分配側GDPというものが、生産側GDPと等しくなるように、営業余剰や混合所得を逆算しているということは、この場におられる方にとっては周知の事実かと思えます。この分配側GDPを、米国の例を参考に、捕捉率の高い税務データを用いて直接推計しようというのが論文の内容です。

得られた結果はかなりショッキングでございまして、ページをめくってスライド番号4ページのところを見ていただきたいと思えます。こちら、左側のパネルには、名目GDPとしておりますが、2014年度につきましては、青い線で示しました支出側GDPの現行値が490兆円なのに対しまして、今回試算しました分配側GDPのほうですが、519兆円となりました。右側パネルですが、これは実質GDP成長率に引き直してということですが、2014年度は支出側GDPの現行値はマイナス1%なのに対して、この分配側GDPの試算値でみますとプラス2.4%となりました。また、これは少しその下に書かせていただいておりますが、2004年度以降の平均成長率をこれで見えていきますと、試算値では0.6%ほど現行値に対して高まるという結果を得ています。

こうした試算値につきましては、無論、幅をもって見る性格のものでありますし、なぜこのような乖離が生じたかについては不明なところが多々あります。ただし、筆者たちの推測によりますと、そうした乖離が生じる要因として、本日の議題である母集団情報と消費税調整の話がかかわっているのではないかということです。

そういう観点から、1ページ目、スライド番号1のところにお戻りください。まず母集団情報ですが、GDP推計の基礎となる経済センサス及びその基礎資料、その統計調査ですが、分配側GDPの試算に用いました税務データでは、会社企業数に大きな乖離があります。このようなところで見えていきますと、経済センサスには含まれていないものの、税の申告書を提出している企業が多く存在し、それらが生み出す付加価値をカウントするかどうかで、GDP上大きな乖離が生じ得るということかと思えます。

続きまして、スライド番号2、ページをめくっていただきまして、消費税調整です。先ほどのお話とも若干ダブるところもありますが、御承知のとおり現行GDPの基礎統計は、企業から消費税込みということで回答してもらう前提になっております。ただし、これに消費税抜きで回答している企業が仮に混入していると、消費税込みを前提としている集計値は真の値よりも小さくなってしまう結果になります。仮にこうしたことが起こっているとすると、2014年度のように消費税率が変更された時には、現行値と、そうした消費税率の影響を受けない分配側GDPの試算値の間では、先ほど御覧いただいたように乖離が広がるということになろうかと思えます。

最後のスライドのところでもとめを書かせていただきましたが、一番下のボックスに御注目いただきますと、繰り返しになりますが、今回御紹介した試算値は幅をもって見る必要がありますが、こうした試算結果からは、本日の議論のように、GDPの推計精度向上には母集団情報の把握と消費税調整が極めて重要であって、場合によっては、これは近年の政策評価も含まれますが、日本経済の現状認識を覆すこともあり得るということかと思えます。また、本日の議題とは離れますが、税務データなどの行政記録情報を活用し、分配側GDPを独立推計することの重要性も示唆されるかと思えます。私からの説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。それでは、GDPの推計の話になっておりますので、内閣府から御意見があると思えますので、内閣府からお願いします。

○酒巻内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。内閣府です。ただ今関根委員から、分配側GDPの試算値に関します、個人論文を踏まえた御発言がありましたけれども、本試算にはGDPの実績値との比較におきまして、様々な留意点があると考えておりますので、GDP統計の作成担当といたしまして、何点か申し上げたいと思えます。

本試算は、税務データ等を用いまして、雇用者報酬や営業余剰を直接推計するという通じまして、分配側から年次のGDPを試算しようという1つの試みであると理解しておりますけれども、統計利用者をミスリードさせかねない留意点が多々あると考えております。

まず、国民経済計算の体系におきましては、詳細な分類にわたる物やサービスごとにそれらがどのぐらい供給され、使用されたかという枠組み、我が国ではこれは産業連関表に相当いたしますけれども、その枠組みを出発点といたしまして、生産側、支出側からGDPを推計いたしまして、そこから雇用者報酬、あるいは固定資本減耗といった項目を控除いたしまして、バランス項目として営業余剰を求めると、そういう方法が国際的にも標準的かつ確立された手法でありまして、我が国もそうした方法に則って作成しております。ちなみに国民経済計算と産業連関表の整合性を図るということにつきましては、統計委員会からの答申を経て閣議決定されております基本計画にも掲げられている考え方でありませ

こうしたスキーム自体は、今回の論文のように、営業余剰を別途独自に推計した上で、生産側、支出側との相互確認を図ると、そうしたことの意義を否定するものではありません

ん。しかしながら、論文におけるアプローチ、とりわけ営業余剰の試算方法につきましては、幾つか重要な留意点があります。

具体的に3点申し上げます。第1に、関根委員の資料、あるいは個人論文の中で、「税務データを活用した」ということが強調されておりますけれども、営業余剰の試算の土台としては、サンプル約3万社の統計調査であります法人企業統計の営業利益を使用したものとなっております。

第2に、法人企業統計からつくられた試算値と、国民経済計算上推計された営業余剰の間には、試算の初年度であります1994年度におきまして11兆円超の乖離があります。つまり、国民経済計算の推計値が、試算値よりも11兆円強大きいということですが、この金額をもって、後年度を含めて試算値を平行的、機械的に水準調整しております。1994年度で水準を合わせているということですが、極めて強い仮定を置いているということですが、分配側GDPの試算値の水準が実績を上回る年が多いという結果になっておりますが、こうした仮定による面が大きいと考えております。

第3に、論文では法人税収データによりまして、法人企業統計の営業利益の振れを補正しているとしておりますけれども、結果的には営業利益の概念を、税収のもととなる当期利益、違った概念の利益をもって調整するという事になっております。そうした問題に加えまして、補正後の結果を見ても、かえって振れが大きくなっている印象がありまして、必ずしも安定的な結果にはなっていないと考えております。

こうした形で作成されました分配GDPの実質成長率の試算値の動きを見ますと、先ほどの関根委員の資料の4ページ目のスライド、右側のグラフですが、赤い線が試算値ですけれども、実績値と比べますと上下に大きく乖離するという年が多くなっておりまして、振れが大きい結果になっていると考えられます。特にリーマンショックを含む2008年度に比べまして、2009年度の方が成長率のマイナス幅が大きくなっておりまして、更に落ち込む姿となっていること、それから、消費税引き上げ後の2014年度につきまして、前年、税率引き上げ前の駆け込み需要がありました2013年度と同程度の成長率、2%半ばの成長率となっております。こうしたところを見ますと、分配側GDPの試算値の方がマクロ経済の実態を適切にあらわしているとは言い難いのではないかと考えております。

次に、基礎統計の問題についても御指摘をいただいております。論文では統計委員会の御審議を経まして調査対象、それから調査項目などが設計されて実施されております、各種基礎統計を取り上げまして、調査対象のカバレッジでありますとか、売上高における消費税額の扱いにつきまして問題の御指摘がなされておりますが、論文の中では十分な論拠は示されていないと、一面的に公的統計の信頼性に疑義を呈するというふうになっていると思います。

第1に、経済センサスに相当の捕捉漏れが生じている可能性があるという御指摘がありますが、経済センサスは実態的な経済活動を行っている事業所、企業を対象としておりまして、会社標本調査とは調査目的が異なるということでありまして、直接比較することはできないのではないかと考えております。

第2に、2014年度のGDP成長率につきまして、論文の試算値が2%を超えるプラスで

あるのに対しまして、公表値はマイナスとなっている、これにつきまして、例えば工業統計など、国民経済計算の各種基礎統計に消費税抜きデータのデータが相当程度混入している可能性を指摘しておられます。論文では、経済センサスにおいて税抜きの回答が約4割あったということを根拠とされていますが、工業統計では調査票上、明確に消費税込みで売上高を記入集計するという設計がなされているのに対しまして、経済センサスでは税抜きの回答も選択できるという設計になっておりまして、調査方法に重要な違いがあります。したがって、両者を比較することは適当ではないということでありまして、工業統計等に税抜き回答が相当混入しているという論拠とは言い難いと考えております。

ただ今申し上げた点に関しまして、関根委員の資料の4ページの右側のグラフ、実質GDP成長率のグラフですが、消費税率が3%から5%に引き上げられた1997年度におきましては、2014年度のような試算値と公表値の大きな乖離というものはないという姿です。工業統計のような各種統計に消費税抜きデータのデータが相当程度混入しているとすれば、1997年度におきましても成長率に大きな乖離が見られてもおかしくないと考えますけれども、論文にはその点についての御説明はなされていないと考えております。

以上、個人論文における分配側GDP試算値の留意点について述べさせていただきましたけれども、内閣府においては、本年末に行う国民経済計算の平成23年基準改定におきまして、最新の平成23年産業連関表など、各種基礎統計の取り込み、一部の推計手法の改善、それから国連が定めます最新の国際基準である2008SNAへの対応などを行いまして、過去に遡って計数全般を改定する形で、より包括的で精度の高い計数を作成、公表する予定であります。まずはこの作業に全力で取り組みたいと考えております。

なお、個人論文における分配側GDPの試算値につきましては、雇用者報酬について、賃金・俸給の推計に、基本的には税務データに依拠して作成がなされております。税務データを含む行政記録情報の利活用の推進ということは、公的統計の課題の1つであるということは、私どもとしましても十分に認識しておりますので、賃金・俸給の試算値につきましては、基準改定の結果を踏まえまして、我々としても吟味させていただきたいと考えております。

また、国民経済計算における税務データの活用のあり方につきましては、税務データには四半期情報に制約がある点でありますとか、利用可能時期が遅くなるといったデータ利用上の大きな問題点があるということもありますし、また税務データ自体の妥当性の検証ということも必要だと思っておりますので、そうした点を踏まえまして、今後の課題として研究を深めていくということが重要と考えております。少し長くなりましたが、以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。いささか長い感じがしましたがけれども。それでは、関根委員から、もし何か今の発言についてコメントがありましたらお願いします。

○関根委員 本席は、ここでGDP統計について熱く語り合うという場ではないと理解しておりますので、まず私どもとしては、このような試算値もあるということをお紹介させていただいたということですが、頂いたお話等について、逐一ここで反論するというのは、この場にふさわしくないと考えております。

ですから、少しだけ、ただ大きな枠組みでだけ申し上げさせていただきますと、私どもがここで申し上げようとしたGDP統計の話につきましても、あくまでも分配側のGDPというのを独立推計して見るとどんな姿が見えるのかというのをやってみたらどうでしょうかというプロポーザルに近いものがありまして、それによって見えてくる姿が、もしかしたら日本経済の今までの現状認識と大きく異なることもあり得るかもしれないということです。

その中で使っている法人季報について、いささかりザベーションがあることは当然分かっておりますし、それに対して我々は、筆者たちはというのが正確な言い方ですが、税の調整をすることによって、何とかそこを補正しようとしているということですが、これにも色々限界があるのも、私どもも認めるところです。

ただ、少し気になっているのは、今、御示唆いただいたプランの中で色々考えられている中で、雇用者報酬については、今後検討されるということをおっしゃられました。営業余剰についてはあくまでもバランス項目ということで考えられているということでは、独立推計ということは考えていないということかと思えます。今の体制、これは2008SNAが出る前の段階で、今の体制でいきますと2014年度の営業余剰というのは、たしかマイナスだったと思えます。これが本当に企業実感と合うのかどうかといったところも、もちろんこれはディベート可能なポイントですが、そういった形でバランス項目としてやると、意外と齟齬が寄るようなところがあるのではないかとということも、この場では申し上げられることかと思えます。

いずれにしろ、私どもがここで申し上げたかったことは、要因も含めまして色々検討しなければならないことは多々あるかと思えますが、その中の、もしかしたら重要な要素として、本日御議論いただいているようなポイントであります事業所母集団の話とか、消費税の話というのは効いてくるかもしれないということでありまして、それについては本委員会も通じましても、今後とも活発な議論がなされることを期待している次第です。以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。内閣府から何か。

○酒巻内閣府総括政策研究官 ありがとうございます。分配GDPの試算につきましても、意義がないというふうには考えておりませんが、論文で示されました試算方法には、実績と比較するには色々問題点があるということで、その点を申し述べさせていただいたということです。

それから、営業余剰の推計につきましても、バランス項目として作っていくということが基本的枠組みであると考えておりますので、その結果推計された営業余剰が適切なものになるように、全体の推計精度を考えていくということが基本ではないかと考えております。いずれにいたしましても、現在基準改定作業に全力を傾けているところで、その結果も踏まえまして、先ほど申しました税務統計の利用等につきましても、その後の課題ということで研究させていただきたいと考えております。

○西村部会長 ありがとうございます。私、レフェリーとかジャッジではありませんので、どちらの主張が正しいとかという話ではないと思えますし、実は両方ともある意味正

しいというところがあるわけです。基本的には依拠するデータによってGDPの推計が変わるとするのは当たり前のことなのですが、その時に出てきた色々な差をどういうふうに考えるかということだと思います。

元ポリシーメーカーであった私の立場からすれば、例えば米国においてはGDIの推計というのは独立になされていて、それが特に一部の時期ですが、特に1990年代後半ですけれども、この時に関して、GDIとGDPが非常に乖離したときに、政策判断に迫られたときに、グリーンSPAN議長がGDIの方を取り上げて、それに基づいて政策をし、それが結果的には正しかったということもあるわけです。したがって、バランス項目という形でやる今のやり方というのはいいのかどうかということも含めて、実は考えなければいけないという形になります。

しかし同時に、内閣府の国民経済計算部が現在の国際標準マニュアルを使って作成しているということも事実ですので、国際比較という点では、このやり方が国際標準であるということであることも事実だと思います。

私の、統計委員会委員長としての立場を言えば、そういう意味でどちらが正しいということではなくて、実際上は非常に目覚ましく変化している経済状況と経済データを取り巻く環境がある中で、どういう形に変えていったらいいのか、もしくは変えない方がいいのかも含めてですが、そういうことを常に自問自答しなきゃいけないということだと思います。

先ほど工業統計の話もありましたけれども、私はもっと重要なのは、やはり経済のほとんどというか、4分の3以上はサービスですので、サービスのところの問題というのを考えなければいけない。そこに関しては、実は現状のデータのとり方というのは、残念ながら非常に遅れている。今日もその話が出ましたけれども、遅れているということがあります。そういう中で、特に従来のマニュアルのもとになっているのは、いわば製造業に依拠した基本的な考え方ですので、そういうようなあり方そのものもいいのかどうかということで、標準がこうであるから、これはその1つの根拠ですが、しかし標準そのものが現在に合っているかどうかということも大きな問題として考えなきゃいけない。実際、イギリスのイングランド銀行前副総裁のチャーリー・ビーンをトップとしたレポートを見ても、やはりサービス業がうまくとれていないかという議論があります。そういうのを含めて、そういったところはどういう形でとったらいいのか、その時に実はGDIというのは結構有効ではないかというのが、アメリカのあの時期の議論だったわけですので、そういうのも含めて前広に考えていく必要があるのではないかと思います。

現在、国民経済計算部は、次のというか、もうすぐの基準改定に関して全力を挙げているところですので、今の段階で何かすべきであるとかそういう話ではないのですが、やはりそれを超えて考える時には、このようなことを十分よく考えて進めていくべきではないかと思っています。

それからもう一つは、この長所、欠点というのは当然あるわけで、それをよりよい推計の方に持っていくという、統計作成当局の問題でもあります。同時にデータの性格というものをきちっと公開して説明していくということが非常に重要だと思います。そうでな

いと、どちらが正しいから、これが正しいのにおまえが間違っているという話になりがちですが、統計の場合は、実はそういうことではないケースが非常に多いので、もともになる統計がどういう統計なのか、どういう形で作られているのか、それはどういう根拠で作られているのかということを確認し、それを実際どういうふうにするかということについては判断をユーザーに任せるといった形。これは政策当局者も含めませんが、そういう形にするということは重要ですので、いわばこういう形で情報が双方に行き交うということはとても重要なことだと思っております。

そして、同時に情報公開。特にデータの性格、データの作り方、そういったもののきちんとした情報公開というのは非常に重要だと思います。今後、そういう形で統計委員会としても進めていきたいと考えております。

それでは、その他の意見、御質問がありましたらいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 この論文、私も読ませていただきまして、幾つか言いたい点があるのですが、時間もありませんので1点だけ申し上げますと、雇用者報酬については住民税関係の情報によって伸ばしているわけですが、この論文自身が同じ税務データでも、例えば国税庁統計年報などではかなり動きが違うということを指摘しておりますので、異なるトレンド情報を使うと、一体どういう結果が出てくるのかというようなことも知っておかないと、少しバランスを欠くのではないかという気がいたします。

いずれにしろ、この試算は課題になっております行政記録を使うという点では、非常に意味があるものだと思いますので、もう少し丁寧な分析が期待されるのではないかという気がいたします。

○西村部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今の点はとても重要な点で、要するにどちらが合っているか間違っているかという話じゃなくて、どうやったら双方のやり方というのを、もしくは統一したやり方でもいいのですが、それがよくなっていくかという形で問題を設定していかなければいけない。そういった議論をする場を含めて、それをつくっていかなければいけない。統計委員会の今の体制で出来るかどうかというのは少し分かりにくいところがありますが、それを含めて少し事務局でも検討していきたいと思っております。

他にいかがでしょうか。それでは、売上高等の集計についての消費税の取扱いについての審議をここまでとさせていただきたいと思っております。

以上で、本日予定されました議事が終了いたしましたので、本日の部会はこれまでとさせていただきます。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途お知らせいたしますが、8月25日木曜日、10時からの統計委員会終了後に、中央合同庁舎第2号館8階第1特別会議室において開催いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。ありがとうございます。

すみません、忘れていました。1点、非常に重要な点を忘れていました。清原委員から

非常に重要な御意見があるのを、少し頭が真っ白になっていて忘れていましたので、それでは、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 すみません、お時間のない中、申し訳ございません。統計委員会の所管が総務省に替わられたということで、改めて自治体の立場から1点、現状の悩みを問題提起させていただきます。委員長、お許しいただきありがとうございます。簡潔に申し上げます。

実は、公的統計も含めて、さまざまな統計調査の被調査者の選択については、住民基本台帳の一部を閲覧していただくということで成り立っています。住民基本台帳法では住民基本台帳は、長らく「原則公開」でした。何人も閲覧することが出来ました。けれども、私が市長になりまして間もなく直面したのは、ドメスティックバイオレンスをはじめ、住民基本台帳が原則公開であるがために、個人情報不正取得され、悪用されるというケースが目立ってきているということでした。そこで平成17年4月に麻生太郎総務大臣に、三鷹市長として、この住民基本台帳の閲覧制度に係る法制度改正、すなわち「原則非公開への改正」を問題提起いたしましたところ、幸いにも反映していただきまして委員会が置かれて、集中的な審議を、私を含む自治体関係者や専門家の皆様、そして住民基本台帳を閲覧してサービスをされている通信販売の皆様等も委員となる中で検討した結果、法改正が行われて「原則非公開」となりました。

そこで、住民基本台帳法の11条では、「国または地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」が定められ、必ず、「もし許可した場合には、市町村長は毎年少なくとも1回、この写しの閲覧の状況を公表」しなさい、すなわち、誰が、どういう目的で利用したかということ公表することになっています。また、11条の2では「個人または法人の申し出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」の申出の場合には、「統計調査、世論調査、学術研究その他調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高い」場合は閲覧を認めてもよいですとなっているわけです。そして、この公共性というものの、公益性判断基準をクリアした場合は、この住民基本台帳の一部の写しも閲覧可能なのですが、これについても市町村長は、必ず「毎年少なくとも年1回」、どういう個人や法人が、どういう目的の調査に、どういう部分の住所を何件閲覧したかを公表しなければならないということになっています。

自治体によって公表のしかたは不揃いで、ある場合には千代田区霞が関1-1の男性何名とか女性何名と公表する場合がありますし、千代田区霞が関で何人と公表されることがあります。霞が関ですから、住んではいらっしやらないかもしれませんが、色々な人が何百人いる可能性のある地域と、特定をしまえば1人、2人しかお住まいになっていない地域の場合も、市町村長は真面目ですから、今まで字、あるいは番地まで公表してきた経過がありました。そうしますと、回答と突き合わせて、こういう宗教的な意識を答えたのはこの人じゃないとか、こういう政治意識を答えた人はこの人じゃないかと突き合わせをされる可能性がありましたが、幸いにも今までは深刻な事態がなかったため、私たち自治体は公表してきました。けれども、ここでやはり個人情報保護の観点から、こうした法律に則って閲覧した個人や法人を公表するのはよいのですけれども、被調査者と

してどの住所の男性何人、女性何人というような公表範囲の基準は、もう少し緩和しないと危ない時代もきているのではないかなと感じました。

今回の基本計画部会のテーマと直接関係ありませんけれども、自治体の市区町村長は、こうしたことで悩みを持っていないわけではありませぬので、住民基本台帳法に関して、自治事務であるとはいえ、自治行政局が所管されていることもあり、是非いずれかの時に統計委員会で、こうした被調査者の個人情報保護についても御検討の機会を作っていただければありがたいという問題提起です。

時間のない中すみません、委員長にお許しいただき、悩みを披瀝させていただきました。解決できないことではないと思いますので、くれぐれもよろしく願いいたします。以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。今、非常に重要な御指摘ですので、そして少し統計委員会を超える話でもあるかと思っておりますので、しかるべきところと情報を共有しながら、統計委員会としてどういう形でできるか、それから、統計委員会として逆にほかのしかるべきところに働きかけをするという形で考えていきたいと思っております。これに関しても事務局で引き取らせていただいて、検討させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。どうもありがとうございました。